第九条の二第一項第一号中「ヲまで」を「ワまで」に改め、同号ヘ中「ト及びヲ」を「以下この号」に改め、同号に次のように加える。

ワ　個別益金額又は個別損金額を計算する場合の第百十九条の三第七項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により第百十九条の三第七項に規定する他の法人の株式又は出資の同項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額

第十二条中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第十三条中「（減価償却資産の意義）」を「（定義）」に改め、同条第八号ソを同号ツとし、同号レを同号ソとし、同号タ中「（定義）」を「（用語の定義）」に改め、同号タを同号レとし、同号ヲからヨまでを同号ワからタまでとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ　樹木採取権

第十四条の八第四号中「又は」を「、」に、「に規定する」を「又は第六十六条の十三第二項第一号（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）に規定する」に改める。

第六十八条第一項中「特定の事実が生じた場合の」を削り、「損金算入」を「損金不算入等」に改め、同項第二号中「掲げる事実」の下に「（法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券にあつては、ロ又はハに掲げる事実）」を加え、同号イ中「第百十九条の十三第一号から第三号まで」を「第百十九条の十三第一項第一号から第四号まで」に改める。

第六十九条第十八項第一号中「（ニに掲げる者に該当する者にあつては、同日において当該設置法人の監査役であるものに限る。）」を削り、同号ハからホまでを削り、同項第二号中「ロ、ニ又はヘ」を「ハ又はホ」に改め、同号イ中「からハまで又はホ」を「又はロ」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「ホに」を「ニに」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「へに」を「ホに」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項に次の二号を加える。

三　法第三十四条第一項第三号イの算定方法についての第十六項各号又は前項各号に掲げる手続の終了の日の属する同条第一項第三号に規定する内国法人の会計期間開始の日の十年前の日から当該手続の終了の日までの期間内のいずれかの時において次に掲げる者に該当する者（ロに掲げる者に該当する者にあつては、同日において当該設置法人の監査役であるものに限る。）

イ　当該設置法人と当該設置法人以外の法人との間に当該法人による支配関係がある場合の当該法人（ロ及びハにおいて「親法人」という。）の業務執行者又は業務執行者以外の取締役

ロ　親法人の監査役

ハ　当該設置法人との間に支配関係がある法人（親法人及び当該設置法人による支配関係がある法人を除く。）の業務執行者

四　前号に規定する期間内のいずれかの時において次に掲げる者に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族（ロに掲げる者に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族にあつては、同号に規定する終了の日において当該設置法人の監査役であるものに限る。）

イ　前号イ又はハに掲げる者（業務執行者にあつては、第二号イに規定する財務省令で定めるものを除く。）

ロ　前号ロに掲げる者

第七十三条第二項第十七号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九　租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第七十八条の二第一項第二号中「譲渡割に係る延滞税及び加算税」を「譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税」に改める。

第九十六条第一項第一号中「有する金銭債権」の下に「（同項に規定する金銭債権をいう。以下第六項までにおいて同じ。）」を加え、同条第六項第二号ハ中「の益金又は損金算入」を削る。

第百十一条の四第二号中「譲渡割に係る延滞税及び加算税」を「譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十五条の二第五項（法人の確定申告書の提出期限の特例）の規定の例により徴収されるものを除く。）」に改める。

第百十八条の六第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第四項ただし書及び第五項各号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第九項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に、「仮想通貨と」を「暗号資産と」に改める。

第百十八条の七の見出し中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条中「有する仮想通貨」を「有する暗号資産」に改め、同条第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「次条第一項第四号」に、「次条第三号」を「同項第三号」に改める。

第百十八条の八中「（仮想通貨」を「（暗号資産」に、「、市場仮想通貨」を「、市場暗号資産」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に、「この条」を「この項」に、「市場仮想通貨以外」を「市場暗号資産以外」に、「いずれかの価格」を「いずれかの金額」に改め、同条第一号中「いう。次号」を「いう。同号」に改め、「いずれもない場合には」の下に「その短期売買商品等の同日における売買の価格に相当する金額として」を加え、「とする。次号」を「を基礎とした合理的な方法により計算した金額とする。同号」に改め、同条第二号中「得た価格」を「得た金額」に改め、同条第三号中「市場仮想通貨」を「市場暗号資産」に改め、同条第四号中「市場仮想通貨」を「市場暗号資産」に、「計算した価格」を「計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

2　内国法人は、法第六十一条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を計算する場合において、前項第一号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

第百十八条の十の見出し中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第一項中「仮想通貨（」を「暗号資産（」に、「仮想通貨と」を「暗号資産と」に、「仮想通貨の取得」を「暗号資産の取得」に、「期末保有仮想通貨」を「期末保有暗号資産」に改め、同項第二号中「期末保有仮想通貨」を「期末保有暗号資産」に、「する仮想通貨」を「する暗号資産」に、「の仮想通貨」を「の暗号資産」に、「計算した価格」を「計算した金額」に改め、同条第二項中「期末保有仮想通貨」を「期末保有暗号資産」に、「仮想通貨の取得」を「暗号資産の取得」に改め、同条第三項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第百十八条の十一の見出し中「未決済仮想通貨信用取引」を「未決済暗号資産信用取引」に改め、同条第二項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

第百十九条の三第五項中「限る。」の下に「第七項から第十三項までを除き、」を加え、同条第十七項を同条第二十四項とし、同条第十二項から第十六項までを七項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「（配当等の額とみなす金額）」及び「（受取配当等の益金不算入）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項の次に次の七項を加える。

7　内国法人が他の法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を除く。）から法第二十三条第一項各号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下この条において「配当等の額」という。）を受ける場合（当該配当等の額に係る決議日等において当該内国法人と当該他